

# 自民党改憲案の論点

シリーズ

識者に聞く

安倍晋三首相は安保法制―戦争法に続き、明文改憲への動きを強め、「いかにわが党の案(自民党改憲案)をベースにしながら、(衆参両院に改憲発議の)3分の2を構築していくか。これは政治の技術」などと発言しました。9条改定、「緊急事態条項」創設、基本的人權の制約など、憲法原則を破壊する同党改憲案の論点をシリーズで検証します。1回目は、戦争法の強行と明文改憲の動きの背景について、憲法研究者の小沢隆一さんに聞きました。

(聞き手・佐藤高志)



おざわ・りゅういち  
東京慈恵会医科大学 教授。著書に『憲法を学ぶ、活かす、守る』(学習の友社)、『はじめて学ぶ日本国憲法』(大月書店)など。

## 憲法研究者 小沢 隆一さん

参院選挙をへて、改憲勢力が衆参両院で3分の2を超える議席を確保しました。改憲勢力は、秋の臨時国会から憲法審査会を開いて、改憲議論を進める意向を示しており、明文改憲の動きが強まることが予想されます。

とりわけ、昨年成立させられた戦争法―安保法制は、憲法9条の解釈を強引にねじ曲げて制定されたために、内部に多くの矛盾を抱えています。戦争法を実際に発動すれば、その矛盾が噴出してくるため、明文改憲によって矛盾を解決しようという圧力が強まることへの注意が必要です。

南スーダンで

高まるリスク

たとえば、安倍政権は、戦争

法を根拠にして、南スーダンP  
KO(国連平和維持活動)に参  
加する自衛隊部隊に「駆けつけ  
警護」「宿営地の共同防衛」と  
いった新たな任務を追加し、任  
務遂行のための武器使用権限の  
拡大を認めようとしています。  
自衛隊が他国軍隊と同じように  
戦闘に巻き込まれ、現実に人を  
「殺し殺される」リスクは高ま  
るでしょう。

そこで仮に、自衛隊員が民間  
人を殺傷してしまったら、国際  
人道法違反に問われるケースも  
出てくると思われれます。その  
時、自衛隊内部から「軍事につ  
いてわからない普通の裁判所の  
裁判官に裁かれるのは嫌だ」、  
「軍の活動を理解している人間  
に裁いてもらって、正当な武器  
使用だったと判断できるような  
裁判所組織であってほしい」と  
いう声が上がってくることも考  
えられます。

(2面につづく)

お/ん 高志

# 戦争法 噴出する矛盾

# 自民党改憲案の論点

## シリーズ

### 識者に聞く

(1面のつづき)

重要影響事態や国際平和協力という形で、自衛隊が「後方支援」を行う場合、事実上、活動地域に地理的限定はなく、従来禁じられていた弾薬などの提供まで可能になります。

深刻なのは、このことにより、支援活動中に武力紛争の相手方に拘束された自衛隊員が捕虜としての扱いを受けない事態が生まれてしまうことです。自衛隊員は「戦闘員」ではないのだから、捕虜扱いされず、また、文民としての保護も受けられない危険な状態に置かれることとなります。

自衛隊の中からは「そんな中途半端な身分ではなくて、『正式な軍隊』として送り出してほしい」「そうでなければ戦闘地域近くで活動できない」という声も当然、高まってきているようです。

### 拘束後の扱い

自衛隊による米軍などへの武力行使を目的としていないなどとして、武力行使を禁じた憲法9条1項に違反しないと強弁してきま

より実戦的に米から圧力も

一方、戦争法によって、自衛隊による米軍などへの「後方支援」という協力のパターンはほぼ全面的に解禁されました。

米軍が戦闘現場近くで、より実戦的な「後方支援」を自衛隊に要求してくる場面も増えると思えます。そのとき、戦闘が激化したからといって、自衛隊が撤退するような支援であっては、米軍は困るでしょう。

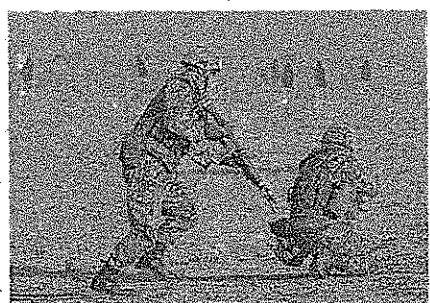
武力行使を禁じた憲法9条が、自衛隊による米軍への協力の障害となるのであれば、米軍からの9条改憲を求め、圧力が強まる可能性もあります。

他にも、違憲訴訟や戦争法の廃止を求める運動の高まり、国会での追及などで、戦争法の発動が困難になる場合も想定されます。

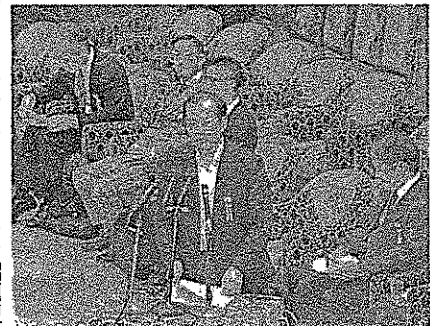
### 憲法研究者 小沢隆一さん

今年の9月には、衆院予

# 9条改憲策動に警戒



米海兵隊との共同演習で射撃訓練を行う陸上自衛隊員＝2014年、キャンプ・ペンドルトン（米カリフォルニア州、米海兵隊ウェブサイトから）



衆院安保法制特委で戦争法案について中央公聴会で意見陳述する小沢隆一氏＝2015年7月

算委員会で、安倍晋三首相と稲田朋美・自民党政調会長（当時、現防衛相）が掛け合いのような形で憲法9条2項削除と「国防軍」創設を主張しましたが、戦争法の確実な実行のためには明文改憲が必要だ、と本気で9条改定に乗り出している可能性があります。

仮に9条2項が削除されれば、「専守防衛」という考え方は成り立たず、海外での武力行使が無制限に可能になります。

また、「国防軍」「国防軍の審判所」「緊急事態条項」

算委員会では、安倍晋三首相と稲田朋美・自民党政調会長（当時、現防衛相）が掛け合いのような形で憲法9条2項削除と「国防軍」創設を主張しましたが、戦争法の確実な実行のためには明文改憲が必要だ、と本気で9条改定に乗り出している可能性があります。

仮に9条2項が削除されれば、「専守防衛」という考え方は成り立たず、海外での武力行使が無制限に可能になります。

また、「国防軍」「国防軍の審判所」「緊急事態条項」

「同盟による平和」という考え方は失敗し、人類は二度にわたる戦争の惨害を受けることになったのです。国連憲章は、その反省に立ち、軍事同盟によって仲間をつくって身を守るといふやり方はやめ、国際社会全体が平和の機構になるといふ「集団安全保障」の考え方を編み出しました。

国連憲章と踵（きびす）を接してできた憲法9条もまた、集団安全保障のなかで、非武装という立場を表明してつくられています。

もちろん、このような理念は、現実の国際社会の中では完璧な形で実現しているわけではありません。しかし、平和探求の努力を国際社会は一步一步の積み重ねの中で続けています。この成果を受け止めて、改憲をはねのける運動を広げていく必要があると思えます。

今年9月には、衆院予